

前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表六の二(二十一)付表 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

措法第68条の15の7第1項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額		調整前連結税額超過構成額
			①		②
第1号	・ ・	1	総額	円	円
		2	特別		
	・ ・	3	総額		
		4	特別		
	計	5	総額		
		6	特別		
第2号	・ ・	7			
	・ ・	8			
	計	9	別表六の二(四)「10」		
第4号	・ ・	10	別表六の二(八)「30」		
	・ ・	11	別表六の二(八)「31」		
	計	12			
第5号	・ ・	13	別表六の二(九)「45」		
	・ ・	14	別表六の二(九)「46」		
	計	15			
第6号	・ ・	16	別表六の二(十)「31」		
	・ ・	17	別表六の二(十)「32」		
	・ ・	18	別表六の二(十)「33」		
	・ ・	19	別表六の二(十)「34」		
	計	20			
第7号	・ ・	21	別表六の二(十二)「31」		
	・ ・	22	別表六の二(十二)「32」		
	計	23			
第8号	・ ・	24	別表六の二(十三)「31」		
	・ ・	25	別表六の二(十三)「32」		
	計	26			
第11号	・ ・	27	別表六の二(十六)「30」		
	・ ・	28	別表六の二(十六)「31」		
	計	29			
平成24年改正前の第7号	・ ・	30	別表六の二(十一)「31」		
	・ ・	31	別表六の二(十一)「32」		
	・ ・	32	別表六の二(十一)「33」		
	・ ・	33	別表六の二(十一)「34」		
	計	34			
平成23年12月改正前の第4号	・ ・	35	別表六の二(七)「30」		
	・ ・	36	別表六の二(七)「31」		
	計	37			
震災特例法第25条の2第3項、第25条の2の2第3項又は第25条の2の3第3項	・ ・	38	別表六の二(十九)「31」		
	・ ・	39	別表六の二(十九)「32」		
	・ ・	40	別表六の二(十九)「33」		
	・ ・	41	別表六の二(十九)「34」		
	計	42			

## 別表六の二(二十一)付表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成26年改正法附則第112条第7項（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定、平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成23年12月改正法附則第80条第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読

み替えて適用する場合があります。）又は平成26年改正前の措置法第68条の15の6（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成26年改正法附則第112条第7項の規定、平成26年改正前の平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成26年改正前の平成23年12月改正法附則第80条第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は平成26年改正前の震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。